

川越市指定産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱

(目的)

第1条 この要綱は、産業廃棄物を県外から市内の処理施設に搬入して処理する者に、あらかじめその処理に係る計画書を定めさせることにより、指定産業廃棄物の種類、排出状況、処分状況等を把握し、リサイクルに向けた取り組みへの転換を促すことにより、産業廃棄物の発生抑制及び適正処理の推進に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 指定産業廃棄物 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第2条第4項に規定する産業廃棄物のうち、県外の指定排出事業場において排出される建設系廃棄物である廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くずをいう。
- 二 建設系廃棄物 日本標準産業分類の大分類E（建設業）に該当する事業者が行う工作物の新築、改築又は除去に伴って発生した廃棄物をいう。
- 三 指定排出事業者 埼玉県外の排出事業場から川越市内の処理施設へ指定産業廃棄物を搬入する総量が、前年度の実績で10トンを超える者をいう。
- 四 指定排出事業場 埼玉県外において、工場、工事現場、その他の産業廃棄物を排出する事業活動の用に供される施設又は場所をいう。
- 五 処理施設 産業廃棄物処理業者又は排出事業者が有する中間処理施設をいう。ただし、指定排出事業者自身が有する施設にあつては、法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設（変更許可を受けた者、施設を承継した者、借受け・譲り受けを受けた者、相続した者を含む。）に限る。

(指定排出事業者の責務)

第3条 指定排出事業者は、自ら排出する指定産業廃棄物の発生抑制を図るとともに、次の事項に十分留意しながら指定産業廃棄物を自らの責任において再生利用するように努めなければならない。

- 一 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）の趣旨を踏まえ、もって指定産業廃棄物の再生利用が実現するように取り組むこと。
- 二 指定産業廃棄物が積替え保管に係る施設を経由する場合は、指定排出事業者自身が排出した指定産業廃棄物の特定が困難にならないようにすること。
- 三 法に基づく行政処分を受けている産業廃棄物処理業者又は指定排出事業者の処理施設において処理しないこと。

- 四 処理施設の処理能力などを確認し、指定産業廃棄物の搬入量が不適當にならないこと。
- 五 その他生活環境の保全上、支障を生じさせないように配慮すること。

(計画書の策定)

第4条 指定排出事業者は、前年度における指定産業廃棄物の処理実績並びに指定産業廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進に関する計画が盛り込まれた指定産業廃棄物処理計画書(以下「計画書」という。)を策定し、翌年度の6月30日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項に規定する計画書は様式第1号によるものとする。
- 3 計画書の提出に際しては、次に掲げる書類を添付しなければならない。
 - 一 指定産業廃棄物の産業廃棄物処理業者への委託を証する書類(処理の委託に係る契約書の写し)
 - 二 指定産業廃棄物の処理を請け負う産業廃棄物処理業者の産業廃棄物処理業許可証の写し
 - 三 処理施設の概要を示す書類
 - 四 その他市長が必要と認める書類
- 3 計画書の提出部数は、正副各1部(合計2部)とする。
- 4 指定排出事業者は、指定産業廃棄物とそれ以外の産業廃棄物が未分別(分離不可能な状態を含む)のまま市内に搬入しようとするときは、その全量に関する計画書を策定し、提出しなければならない。

(指定排出事業者の解除)

第5条 指定排出事業者が前年度の処理の実績を集計した結果、第1条第3項に規定する指定排出事業者該当しなくなった場合には、様式第1号の第1面及び第2面(前年度における指定産業廃棄物の処理実績)を記載して提出しなければならない。

(改善勧告)

第6条 指定排出事業者が第3条に規定する責務を果たしていないと認められる場合並びに第4条の規定に基づき提出された計画書に基づく処理が確保されていないと判断した場合には、市長は指定排出事業者に対して改善勧告を行うことができる。

- 2 前項の規定に基づく勧告を受けた指定排出事業者が、当該勧告に従わなかった場合には、市長は事業者名、公表の理由及び勧告の内容その他必要な事項を公表することができる。

(現地調査)

第7条 市長は、必要があると認めるときは、排出事業者及び産業廃棄物処理業者の事業場又は事務所等に対し、現地調査を実施することができる。

(処理業者の実績報告)

第8条 産業廃棄物処理業者は、指定産業廃棄物の処理実績について報告しなければならない。

2 前項に規定する処理実績に係る報告は様式第2号によるものとし、年度を単位として策定のうえ翌年度の6月30日までに提出しなければならない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

2 平成14年度中において「埼玉県県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」第4条及び第13条の規定に基づき埼玉県知事あてに届け出た事業者は、前号の規定に関わらず、平成15年6月30日までにこの要綱の第4条及び第8条の規定に基づき川越市長あて届け出なければならない。